

大阪市環境影響評価専門委員会会議録

1 日 時 令和7年10月10日（金）16時00分～17時31分

2 場 所 ウェブ会議の方法により開催

3 出席者

専門委員会委員：貫上 佳則 会長 藤田 香 会長職務代理

荒木 修 委員 魚島 純一 委員 梅宮 典子 委員

岡崎 純子 委員 亀甲 武志 委員 木元小百合 委員

竹村 明久 委員 花嶋 温子 委員 山口 弘純 委員

山本 浩平 委員

大阪市：環境局長

環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡会委員（環境局環境管理部環境管理課長 他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

4 議 題

1 (仮称) 中之島五丁目3番地計画環境影響評価準備書について（諮問）

2 南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書について（答申）（案）

3 環境影響評価技術指針の改定について（答申）（案）

4 その他

5 議事録

【司会】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。

議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます、事務局の横山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

ここで、傍聴者の皆様にお願いします。

あらかじめ事務局からご説明させていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、報道関係者の皆様には、あらかじめ事務局からご説明しましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう、取材をお願いします。

それでは、本日、ウェブでご出席いただいております委員の皆様をご紹介いたします。

まず、貫上会長でございます。

次に、藤田会長職務代理でございます。

荒木委員でございます。

魚島委員でございます。

梅宮委員でございます。

岡崎委員でございます。

亀甲委員でございます。

木元委員でございます。

竹村委員でございます。

花嶋委員でございます。

山口委員でございます。

山本委員でございます。

以上、12名の委員にご出席をいただいており、大阪市環境影響評価専門委員会規則第5条第2項の規定により、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、映像と音声により、委員ご本人であること、また委員間で映像と音声が即時に伝わることを貫上会長にもご確認いたしております。

続きまして、本市からの出席者をご紹介いたします。

環境局長の井原。

環境局理事兼エネルギー政策室長の井上。

環境管理部長の金子。

環境影響評価連絡会の6局から関係課長が出席しております。

また、本日の議題1で諮問させていただく（仮称）中之島五丁目3番地計画環境影響評価準備

書の事業者側として、関電不動産開発株式会社、株式会社KANSOテクノスの各担当者様にも
ご出席いただいております。

それでは、開会に当たりまして、大阪市環境局長の井原よりご挨拶申し上げます。

【環境局長】 環境局長の井原でございます。委員の皆様には大変お忙しい中、ご参加いただき
まして、ありがとうございます。また日頃から、本市の環境施策の推進にご協力をいただきまし
て、誠にありがとうございます。

本日は、3件の審議事項を予定しております。

初めに、昨年度に本委員会において環境影響評価方法書をご審議いただきました（仮称）中之
島五丁目3番地計画につきまして、本年8月21日に事業者から大阪市環境影響評価条例に基づ
き、環境影響評価準備書が提出されましたので、本準備書についてご審議をお願いいたします。
中之島五丁目周辺では、大阪駅からJR難波駅及び南海本線新今宮駅をつなぐ、なにわ筋線及
び新駅の工事をはじめ、複数の開発事業を進められておりまして、環境への影響について市民の
皆様に不安を与えないように十分な調査・把握が必要と考えております。

こうした状況を踏まえまして、委員の皆様には、本事業の実施にあたりまして、環境保全につ
いて適正な配慮がなされるよう、専門的なお立場からご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお
願いいたします。

次に、8月7日に諮詢いたしました、南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書及び環境
影響評価技術指針の改定の2件について、本委員会における検討結果を取りまとめた答申案のご

審議でございます。

本日は多岐にわたる内容となっておりますが、委員の皆様にはご協力賜りますようよろしくお願ひいたします。

【司会】 続きまして、本日配付させていただいている資料の確認をさせていただきます。

「次第」、本委員会の「名簿」、「規則」、議題 1 に関して、「諮問文」、「事業者説明用パワーポイント資料」、「部会の構成」と事前に郵送にてお送りしております「準備書」、「準備書の要約書」でございます。

議題 2 に関して、「南港発電所準備書に係る環境影響評価準備書の答申案」と「別添の資料」でございます。

議題 3 に関して、「環境影響評価技術指針の改定の答申案」と「別添の資料」でございます。

なお、ご出席の皆様におかれましては、ご発言いただくとき以外はマイクをオフにしていただきますようお願いします。ご発言いただく際には、冒頭にお名前をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事につきましては、貫上会長にお願いしたいと存じます。

貫上会長、よろしくお願ひいたします。

【貫上会長】 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

委員の皆様には、お忙しいところご出席、ご参加いただきましてありがとうございます。

3 つ議題がございますが、最初の議題は先ほどご説明がありました、「(仮称) 中之島五丁目 3 番地計画環境影響評価準備書」についての諮問ということになっておりますので、まず大阪市か

らの諮問を受けたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【司会】 それでは、井原局長お願いいたします。

【環境局長】 では、よろしくお願ひいたします。

令和7年10月10日、大阪市環境影響評価専門委員会 会長 貫上佳則様、大阪市長 横山英幸、(仮称)中之島五丁目3番地計画環境影響評価準備書について(諮問)、標題について、大阪市環境影響評価条例第20条第2項の規定により、事業者に対し、環境の保全及び創造の見地からの市長意見を述べるにあたり、貴専門委員会の意見を求めます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会】 どうもありがとうございました。なお、井原局長につきましては、公務のため退席させていただきます。

【環境局長】 大変申し訳ございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会】 それでは、引き続き、貫上会長に議事の進行をお願いいたします。

【貫上会長】 ただいま、市長から、(仮称)中之島五丁目3番地計画環境影響評価準備書についての諮問をお受けしましたので、委員の皆様につきましては、これからご検討いただきますようよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この準備書の内容につきまして、事業者の皆様にご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【事業者】 では、事業者から準備書の内容について説明させていただきます。スライドで説明させていただきます。

まず、事業計画の概要についてご説明いたします。

事業計画地は、中之島五丁目の土佐堀川沿いの一角となります。

また、事業計画地は中之島五丁目の土地区画整理事業の区域内ということになっております。

現在の事業計画地の状況の写真です。計画地の南東側、なにわ筋越しに見ています。手前のなにわ筋では、なにわ筋線の工事が行われています。

計画地南東、南側の道路越しからの全景です。計画地は現在ほぼ更地となっております。

計画地の南が中央付近から西側を向いております。計画地の西側では文化財の発掘調査が行われています。

計画地の南側中央付近から東側です。現在の現地はこのような状況となっております。

こちらは今回の計画の概要です。詳細の説明は割愛させていただきますが、敷地面積は約 9,700 平方メートル、建築面積は約 5,400 平方メートル、延べ床面積が約 12 万 9,000 平方メートル、57 階建ての集合住宅となっておりまして、戸数は 1,010 戸を予定しております。

施設の配置計画ですが、計画地の西側に高さ 205 メートルの高層部を建設し、東側に高さ約 20 メートルの低層部を建設する計画となっております。

また、地区計画の地区内には南北に共用車路が整備される予定で、本事業の工事でも利用する計画です。

こちらが完成予想図となっております。左の全体の完成予想図は南東側から見たもの、右の低層正面の完成予想図は南側から見たものとなっております。建物は上層部を一部セットバックさ

せた形状とし、低層南側には歩道状の公開空地を設ける想定です。なお、全体の完成予想図の右側のグレーのものは、計画地東側で建設が予定されている建物の大まかな形を示したものです。

こちらは1階の平面図です。左の西側建物が住宅棟、右の東側建物には南側に店舗用の区画を設け、北側には駐車場を配置した計画となっています。

住宅棟の上層の計画についてですが、中央にタワーparking及びエレベータースペースがあり、その外周に住戸が配置されている計画となります。

こちらは断面図になっています。黄色が住宅部分で共用部も含んでいます。住戸は4階以上に配置します。また、この断面図は物件の中央部分を示しているため、店舗部分が示されていませんが、低層部南側に2層分、先ほどの1階平面図のように店舗区画を設ける予定です。

熱源計画についてです。計画建物はオール電化であるため、熱源は全て電気となっており、ガスの利用は想定しておりません。

工事工程です。全体では約5年半の工期を計画しています。当初1年間は基礎工事を中心とした工程であり、2年目以降、地上の工事に順次着手する計画です。

工事関連車両の主要走行ルートについてですが、主として幹線道路を利用し、地区内共用車路も利用します。

以上で、事業計画の概要説明を終わります。

それでは、引き続き、環境アセスメントの結果についてご説明いたします。

環境影響評価項目はこの表のとおりで、基本的に方法書でお示しましたとおりですが、土壤につ

きましては、方法書に対するご意見を踏まえ、対象外としました。

それでは、各項目についての予測評価の結果について説明いたします。

まず、大気質についてです。

本事業の実施に伴う影響として、工事中の建設機械等の稼働、工事関連車両の走行について、数値計算により予測しました。予測を行った範囲・地点ですが、建設機械等の排出ガスによる影響については、事業計画地周辺を予測範囲としました。また、工事関連車両の影響については、主要な走行ルートの沿道 5 地点で予測しました。

大気質の予測物質は、二酸化窒素と浮遊粒子状物質です。予測時期は工事最盛期、つまり発生する大気汚染物質が最も大きくなる時期を選定し予測しました。

では、建設機械等の排出ガスについて説明いたします。

建設機械の稼働に係る予測時期は、着工後 1 か月目から 12 か月目の基礎工事の時期となりました。

予測対象期間の工事に使用する主な建設機械等の規格と台数は、この表のとおりです。ここに示す台数は、工事最盛期の 1 年間の延べ台数です。バックホウやクレーンなどが主な建設機械です。

予測結果ですが、事業計画地周辺の気象条件を踏まえ、建設機械の排ガス中に含まれる二酸化窒素の周辺での年平均値寄与濃度を予測した結果は、この図のとおりで、事業計画地北東側の地点が周辺住居地での最大着地濃度地点となります。

その最大着地濃度地点での予測結果がこの表のとおりとなり、建設機械等による寄与濃度は 0.0169 ピーピーエム、日平均値の年間 98 パーセント値は 0.047 ピーピーエムで、環境基準値を下回ると予測されました。

浮遊粒子状物質の予測結果ですが、窒素酸化物と同じ事業計画地北東側の地点が周辺住居地での最大着地濃度地点となります。その最大着地濃度地点での予測結果は、この表のとおりとなり、建設機械等による寄与濃度は 0.0010 ミリグラム／立方メートル、日平均値の 2 パーセント除外値は環境基準値を下回ると予測されます。

次は、工事車両です。

工事車両の走行に係る予測時期は、着工後 3 から 14 か月目となりました。予測地点での交通量は、この表のとおりで、予測対象時期 1 年間の工事関連車両の 1 日当たりの平均台数は 182 台と想定しております。

予測結果ですが、二酸化窒素の予測結果はこの表のとおりで、各予測地点における工事関連車両による寄与濃度は小さく、また日平均値の年間 98 パーセント値は 0.036 ピーピーエム以下となり、環境基準値を下回ると予測されます。

また、浮遊粒子状物質の予測結果はこの表のとおりで、工事関連車両による寄与濃度は小さく、日平均値の 2 パーセント除外値は環境基準値を下回ると予測されます。

以上のことから、大気質については本事業の実施が環境基準の達成と維持に支障を及ぼすというようなことはないと考えております。

次に、騒音について説明いたします。

騒音についても、工事中の建設機械等の稼働、工事関連車両の走行について音の距離減衰式などによる数値計算により予測しました。

それぞれの予測を行った範囲・地点ですが、基本的に大気と同じで建設機械等の騒音による影響については事業計画地周辺、工事関連車両の影響については主要の走行ルートの沿道 5 地点で予測しました。

では、建設機械等の騒音について説明します。

予測時期は着工後 5 か月目、山留、杭、掘削工事が重なる時期となりました。そのときの主な騒音源となる建設機械の規格と台数はこの表のとおりで、杭打機やバックホウ、クレーンなどが主な騒音源です。予測上は、これらの建設機械を工事区域内に配置し、全てが同時に稼働すると想定しました。

予測結果ですが、これが工事最盛期の建設機械等からの到達騒音レベルです。

最も騒音が大きくなると考えられるのは、計画地の北西側の視点で、敷地境界で 73 デシベルとなると予測されました。特定建設作業騒音の規制基準値である 85 デシベルを下回っています。

次に、工事関連車両の走行による道路交通騒音ですが、予測時期は建設機械と同じ着工後 5 か月目となりました。

各予測地点における 1 日当たりの自動車の交通量はこの表のとおりで、一般の車両が 1 万 5,000 台から 3 万 1,000 台程度走行しており、本事業に伴う工事関連車両は最も多い時期で往復 590 台、

片道では 295 台走行するものと想定しています。

予測結果は、この表に示すとおりです。等価騒音レベルの欄の左側の欄が工事関連車両と一般車両全てが走行した場合の騒音、真ん中は一般車両だけが走行した場合の騒音、右の欄はその差を示しています。

工事関連車両による増加分は 0.6 デシベル以下と、小さいものであると予測されました。

以上のことから、本事業の実施により発生する騒音は、地域の日常生活に支障を及ぼすというものではないと考えております。

次に、振動について説明いたします。

振動についても騒音と同様、工事中の建設機械等の稼働、工事関連車両の走行について、振動の距離減衰式などによる数値計算により予測しました。

それぞれの予測を行った範囲・地点、建設機械の稼働台数、工事車両走行台数等は騒音とほぼ同じになっております。

予測結果ですが、これが工事最盛期の建設機械等からの到達振動レベルです。最も振動が大きくなると考えられるのは、計画地の北東端辺りで、敷地境界で最大 71 デシベルになると予測され、特定建設作業振動の規制基準値である 75 デシベルを下回っています。

次に、工事関連車両ですが、道路交通振動の予測結果はこの表に示すとおりです。

振動は、一般に人が振動を感じ始めるといわれる振動感覚閾値の 55 デシベルを下回ると予測されました。

以上のことから、地域の日常生活に支障を及ぼすものではないと考えております。

次は、日照阻害です。日影が最も大きくなる冬至の日を対象として計画建物の日影を数値計算により予測しました。

これは、建物完成後の等時間日影図です。

計画建物による日影時間が3時間以上の区域は全て商業地域内となっており、そこに住居は存在しません。よって、計画建物による日影が地域住民の日常生活に著しい影響を及ぼすということはないと考えております。

次は、電波障害です。

電波障害も計画建物により、テレビジョン電波の受信障害が発生するおそれがある地域について、数値計算により予測しました。

計画地の西側、大阪局の電波についての予測結果は、この図のとおりです。実線で囲んだ部分が受信障害の発生する可能性がある地域、緑色の部分が既にケーブルテレビなどにより受信障害対策が行われている区域です。

そして、この図が計画地の東側、神戸局の電波についての予測結果です。

本事業では高層建築物を設置する計画であることから、周辺地域でテレビの受信障害が発生する可能性があります。

ただ、その範囲の多くは既に受信障害対策が行われています。また、一部の対策が必要な区域については、適切な措置を講じてまいります。

よって、テレビの受信状況に著しい影響を及ぼすことはないと考えられます。

次は、廃棄物について説明します。

工事に伴う廃棄物について予測しました。工事の実施に伴い発生する廃棄物の予測結果はこの表のとおりです。工事全体で約 7,750 トンの廃棄物が発生すると予測されます。これらの廃棄物については、できるだけ分別回収し、リサイクルを行う計画で、これまでの実績から工事全体で 90 パーセントがリサイクルできるものと予測しております。

また、工事の実施に伴い発生する残土は約 3 万 1,000 立方メートル、汚泥は約 2 万 4,000 立方メートルとなると予測されます。これらについても減量化及び適切な処分を行います。よって、本事業により発生する廃棄物が著しい影響を及ぼすということはないと考えております。

次は、地球環境への負荷について説明いたします。温室効果ガスである二酸化炭素の施設の供用に伴う発生量について、事業計画等を基に予測しました。

本事業においては、二酸化炭素排出量の低減対策として、建築計画、空調設備、照明設備等について、断熱精度の向上や高効率の熱源機器、照明機器の採用などの対策を行います。二酸化炭素の排出量の予測結果はこの表のとおりで、標準的な排出原単位を用いた場合の年間排出量は約 3,900 トン、先ほどの対策を考慮した場合の年間排出量は約 3,100 トンと予測され、約 21 パーセント削減されると予測されました。なお、太陽光発電システムの導入など、さらなる二酸化炭素排出量の抑制に努めます。

よって、本事業の実施に伴い発生する温室効果ガスが地球環境に及ぼす影響は可能な限り回避、低減されているものと評価しております。

次に、風害について説明します。

建築物の設置による周辺の風環境の変化について風洞実験を用いて予測しました。

これは、施設建設前の模型です。400 分の 1 の縮尺で、事業計画地を中心とする半径 400 メートルの範囲の模型を作成しました。

なお、400 メートルの外側でも計画地周辺の風環境に影響を及ぼすと考えられる大規模建築物については模型化しました。

なお、計画地の東側にグレーになっていますが、高層の建物があります。これは先ほど完成予想図でも出てきた、今後建設されることが公表されている建物です。現在はまだありませんが、この建物についても再現しています。

これは、施設完成後の模型です。真ん中の部分に本事業の建物を配置しています。

また、本事業では風害対策として植栽を行う計画ですので、その樹木についても考慮しました。模型の再現範囲は、この図の丸で囲んだ範囲で、円内の点が予測地点、模型上の測定地点となります。予測地点における風速測定結果と気象観測所における風向風速データから、建物完成前と後の風環境を予測しました。

なお、風環境の評価は、村上教授らの日最大瞬間風速を尺度とした風環境ランクに基づきました。

では、予測結果です。これは建設前の予測結果です。緑色がランク1、青色がランク2、黄色がランク3を示します。ランク4はありませんでした。建設前の結果では、ほとんどの地点がランク2以下となっており、ランク3が1地点となっています。

これが、建設後の予測結果です。建設前に比べて風環境ランクが変わる地点がありますが、全体としてほとんどがランク2以下であり、穏やかな風環境は維持されるものと考えます。

また、建物周辺への常緑樹植栽による防風など、風害の抑制のための対策を検討するなど風害の抑制を検討してまいります。

以上のことから、風害についても日常生活に著しい影響を及ぼすということはないと考えております。

次は、景観についてです。

景観については、将来の景観モンタージュを作成し、予測しました。

景観の調査地点は、計画地周辺の主要な眺望地点として、この9地点としました。

なお、方法書に対するご意見を踏まえ、現地を再確認し、5番の鞆公園の地点については少し西側に移動しております。

この写真は、事業地の南東側、常安橋からの現在の景観です。事業計画地は更地となっています。施設完成後には、このように川沿いに計画建物が大きく見えるようになります。この右側のグレーの部分は、東側に建設が予定されている建物の大まかな形を示したものです。

計画地の南側、土佐堀川に面する南側道路沿いには、歩道状の公開空地と緑豊かなオープンス

ペースを計画し、川沿いの景観に配慮した計画とします。

また、計画建物の外観、色彩等については、都心らしいまちの魅力を感じさせるものとするこ
とにより、景観に違和感を与えることがなく、大阪都心にふさわしい新たな景観の創出にも寄与
すると考えております。

この写真は、計画地の南西、土佐堀橋からの現在の景観です。完成後には、このように計画建
物が見えるようになります。

この写真は、計画地の北側、福島浜緑道からの現在の景観です。完成後には、このように建物
の間に計画建物が見えるようになります。

この写真は、計画地の東側、筑前橋からの現在の景観です。完成後には、このように川沿いに
計画建物が見えるようになります。

この写真は、計画地の南、靱公園からの現在の景観です。完成後には、このように建物越しに
計画建物の上部が見えるようになります。

ここからは中景域からの景観になります。この写真は、計画地の南西約 1.2 キロメートル、安
治川沿いからの現在の景観です。完成後には、このように建物の間に計画建物が見えるようにな
ります。ただ、計画地周辺には、既に高層建築物が存在していることなどから、景観に違和感を
与えることはないと考えております。

この写真は、計画地の北西約 2.7 キロメートル、淀川河川公園からの現在の景観です。完成後
には、このように計画建物の上部が出現しますが、周辺の高層建築物と同規模になると考えてお

ります。

この写真は、計画地の北約 1.7 キロメートル、梅田スカイビルの展望台からの現在の景観です。

完成後には、このように周辺の高層ビル群の中に計画建物の上部が出現しますが、この手前の白い建物に隠れて上部だけが見えているのが本計画の計画建物となります。

最後は、遠景です。

この写真は、計画地の東、約 3.4 キロメートル、大阪城天守閣からの現在の景観です。完成後には、このように大阪城公園の緑地の向こうに広がる市街地の一角に計画建物の上部が視認されるようになりますが、景観としてはほとんど変化しません。

以上のように、計画地の南側には、公開空地と緑豊かなオープンスペースを計画するなど、川沿いの景観に配慮したこと、計画建物の外観、色彩等については都心らしいまちの魅力を感じさせるものとすることにより、景観に違和感を与えることはなく、大阪都心にふさわしい新たな景観の創出にも寄与すると予測しております。

最後は、文化財です。

土地の改変が埋蔵文化財に及ぼす影響について予測しました。

事業計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地、中之島蔵屋敷跡とされております。事業計画地の区域については、既に試掘調査が実施され、現在、本掘調査が実施されています。本事業では、発掘調査完了後に工事を実施する計画です。

なお、建設工事の実施にあたって何らかの遺跡等が発掘された場合は、大阪市教育委員会と協

議の上、適切に対応します。

よって、本事業による土地の改変が計画地の埋蔵文化財に及ぼす影響は可能な限り回避、低減されていると考えております。

以上、本事業の実施により影響を受けると考えられる各環境項目についての影響の予測結果をご説明いたしました。

また、本事業の実施にあたりましては、準備書に記載しております環境保全対策を確実に実施し、本事業の実施に伴う事業計画地周辺の環境への影響をできる限り低減するよう努めます。

そして、事業の実施にあたりましては、ここに示しましたように工事中の建設機械騒音などについて、事後調査を実施し、環境の保全に万全を期する計画です。

以上で、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【貫上会長】 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から、現段階において何かご質問とか、あるいはご意見がございましたらお出しいただけたらと思います。直接ご発言いただいても結構ですので、どうぞ何かございましたら、遠慮なくご質問、ご意見をくださればと思います。よろしくお願いします。いかがでしょうか。

【荒木委員】 すみません。荒木ですが、よろしいでしょうか。

【貫上会長】 どうぞ、お願いします。

【荒木委員】 準備書ではなくて方法書のときに、この建設現場において複合的な形で工事車両

などが運行されるのではないか。そのような形での騒音が問題ではないかということが議論になっていたかと思います。

それで、実際、交通量というのは、なかなか予測できないのかもしれません、頂いた準備書の 175 ページで工事関連車両の走行による予測結果と環境基準値との比較が載っています、予測地点 1 から 5 までの中、予測地点の 3 番と 5 番が 69.5 デシベルとか 69.2 デシベルで環境基準をギリギリ下回っているところですが、もちろん一応、環境基準は下回っているということで問題はないということでしょうけれども、工事が結構ほかのところでも出てくると、うまいこと騒音が収まるのかなというのがちょっと気になったところですが大丈夫なのでしょうか。これが 1 点、質問です。

【貫上会長】 ありがとうございます。

事業者の方、いかがでしょうか。

【事業者】 では、回答させていただきます。

ご指摘いただいたように、方法書のときに周辺の工事との複合影響について考慮するようにとご指摘をいただいている。

大気の工事中の建設機械の影響については、なにわ筋線の工事の評価書を踏まえて少し複合影響について言及させていただいております。

ただ、ほかの項目についてはなかなか他の工事の諸元を把握するのが難しいということもあります。なにわ筋線の工事については、今回、道路交通については工事を実施されている今の状況

で交通量を測っているので、ある程度その影響は内包されているのではないかと考えております。

事業計画地の周りでも他の工事が実施されるとのことですが、これらの工事については諸元が把握できないので、今回、複合影響の予測は技術的に難しいということで実施しておりません。

先ほど、委員のご指摘に、例えば交通の予測地点3では、環境基準値にかなり近い値になっているため大丈夫かというご意見もありました。先ほどもお示ししたように、現在のベースとしては3万台程度が走っているところに、工事車両としては工事単体で考えるとそこそこ多いですけれども、590台というのを乗せて、この結果になっております。

工事工程の詳細をご覧いただければお分かりいただけるかと思いますが、この590台、片道295台という車両が走る時期は、今回の事業計画上はごく限られた時期となっておりますので、ほかの工事とピークがぴったり重なると若干心配はあるものの、そうでなければそう大きな影響はないのではないかと今のところは考えております。

【貴上会長】 ありがとうございました。

荒木委員、いかがでしょうか。今の回答で何か改めてご質問等ございましたらお願ひできればと思いますが。

【荒木委員】 いや、特段こちらとしても道路の専門家ではございませんので、何らかのご配慮が一応あるということと、あと複合的な影響はやはり方法書で何らか議論があつてもなかなかやりにくいということが事業者としての回答であるということが分かりましたので、これで結構です。ありがとうございました。

【貫上会長】 ありがとうございます。

ほかのご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日ご欠席の委員の方々から何かご質問とかご意見がございましたでしょうか。事務局で把握されていますでしょうか。

【事務局】 欠席された委員の方から、質問、意見はございませんでした。

【貫上会長】 はい。分かりました。

ほかの委員の方々、ご意見がございましたら、お出しいただけたらと思いますが。よろしいでしょうか。

そうしましたら、また詳細については各部会等で分かれてご議論いただけたらと思いますので、現段階においては特段それ以上のご質問はなかったということで、取りまとめさせていただこうと思います。よろしくお願ひします。

そうしましたら、1つ目の議題につきましては、以上で終了させていただきたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。

【事業者】 ありがとうございました。

(事業者退出)

【貫上会長】 そうしましたら、この議題1の件についてですけども、今後の準備書の審議の進め方を事務局からご説明、ご提案をよろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】 環境局環境管理課長の三原でございます。

ただいまご説明のありました準備書につきまして、今後の審議の進め方でございますが、資料4に大阪市環境影響評価専門委員会部会構成をお示ししております。準備書につきましては一部合同部会としまして総括部会、大気・騒音振動合同部会、日照阻害・電波障害合同部会、景観・文化財合同部会、水質廃棄物部会において、それぞれご検討を進めていただきたいと考えております。

事務局といたしまして、本年12月上旬を目途に答申を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【貫上会長】 どうもありがとうございました。12月上旬を目途にということで、2か月ぐらいですので少し急ぎの、お忙しい中、また先生方にご協力いただけたらと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

今、ご提案いただきました部会の構成や運営、あるいは答申までの審議につきまして、何かご質問やご意見がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、資料の4、先ほど画面共有もしていただきました部会ごとで、順次ご審議いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

1つ目の議題につきましては以上で終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、2つ目の議題に進ませていただきます。

本年の8月7日に、大阪市長から当専門委員会に諮問がございました、南港発電所更新計画に

係る環境影響評価準備書についてが2つ目の議題でございます。

諮問以降、これまで専門委員会の大気・騒音振動、それから陸生・水生生物、景観、水質廃棄物の各部会におきまして、検討、審議をいただきました。

本日は、皆様にそれらのご意見をまとめました答申案につきまして、ご検討いただきたいと思います。

それでは、事務局から、答申の案につきましてご説明をいただいて、また皆様からご意見をいただくという形で進めさせていただきたいと思います。

まず、事務局から答申案につきまして、ご説明のほどよろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】 環境管理課長の三原でございます。

それでは、南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書の調査審議について、答申案をご説明いたします。

まず、答申案の前文には、大阪市長に対して、本件に係る環境の保全について意見を述べるにあたり、専門委員会でご指摘した事項を十分に配慮するよう申し添えられております。

次に、第1、対象事業の概要でございますが、準備書の記載内容を要約しております。
上から、1、事業者の名称、2、対象事業の名称及び種類、3、対象事業の実施区域、4、対象事業の目的。

次のページに移りまして、5、対象事業の内容となっております。(2)において本事業により設置される発電所の出力等を記載しておりますが、表1に示しますとおり、将来の原動力の種類

はガスタービン及び汽力のコンバインドサイクル発電方式で出力は3基合計で約186万キロワットとなっております。

次のページの表2には、発電設備の概要を記載しております。煙突の高さが現状の200メートルから将来の発電所では80メートルとなり、窒素酸化物の排出などや冷却水量は低減される計画となっております。

次のページに移りまして、第2において、専門委員会からの指摘事項を記載しておりますが、指摘事項に至るまでの専門委員会全体会及び各部会における検討結果を別添のとおりまとめておりますので、そちらの資料でご説明させていただきます。

別添資料の表ですけれども、左側から専門委員会の意見の内容、真ん中にその意見に対する事業者の見解・対応、一番右にこれらの事業者の回答を受けた上での専門委員会の指摘事項等をまとめております。

まず、No.1とNo.2の全般的な事項の工事計画についてですが、委員から既存の煙突について景観や地震等の観点から撤去が望ましいとの意見や、既存施設の撤去まで劣化による景観の悪化が懸念されるなどの意見がありまして、事業者からはゼロカーボン燃料等の導入の見通しが立ち、撤去の必要が生じた時に撤去計画を策定することや、既存設備を撤去するまでの間は設備の劣化状態を適宜確認し、適切な管理に努めていくとの回答がございました。

これを受けまして、専門委員会からの指摘事項は、本事業の実施にあたって既設の煙突やタービン建屋等の再利用しない施設については、将来ゼロカーボン燃料やCCUS等の導入の見通し

が立ち、撤去の必要が生じた時期に撤去計画を策定するとされている。将来の撤去計画については環境省の火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドラインに従い、環境影響評価の対象外とされているが、既存施設の撤去の際は多量の廃棄物や建設発生土が生じると想定されることから、大気質、騒音及び廃棄物等に係る環境影響を最大限低減すること。また、景観等の観点から、既存施設が撤去されるまでの間、適切な維持管理に取り組むこと、となつております。

次のNo.3は、緑化計画についてでございます。委員から、工事に伴う緑地の改変及び復旧について、具体的な改変面積及び緑地面積比率の変化、復旧後の緑地の植栽計画などについてのご意見がございました。

これに対して、事業者からは、工事前の緑地面積を約13万平方メートルで、緑地復旧後は約11万平方メートルとなる見込みであることや、復旧する緑地は南港発電所建設当時に植栽した同種の樹種を採用するなどの回答がありました。

これを受けて、専門委員会からの指摘事項は、工事に伴い緑地の一部が改変され、可能ならびに緑地を復旧することで緑地面積の法令要件は満たされるものの、現状から約2万平方メートル、約15パーセント減少することを踏まえ、残地及び復旧される緑地の保全、維持管理を適切に行うこと、となつております。

次のNo.4は、大気質についてでございます。委員から、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の最大着地濃度地点を求める意見があり、事業者から、最大着地濃度地点を含むセンター図の提

出があり、この内容を受けまして、専門委員会からのご指摘は、建設機械からの排ガスによる二酸化窒素の予測濃度の予測結果は、事業計画地敷地境界付近において環境基準を上回っていることから、排出ガス対策型建設機械の使用等、準備書に記載の環境保全措置を確実に実施し、周辺環境への影響を最小限にとどめること、となっております。

続いて、N o. 5、N o. 6 は、発電所の稼働に伴う窒素酸化物の排出濃度等の設定根拠や年間利用率の実績等を求める意見がありました。

事業者からは、窒素酸化物の排出量の計算式を示され、また最大着地濃度については現状より低いレベルであるとの回答がございました。また、過去 5 年間の年間利用率の実績などが示され、これらの事業者の回答を受けまして、専門委員会からの指摘事項は、設備更新する発電施設は、窒素酸化物の排出濃度及び単位時間当たりの排出量が低減されるものの、年間利用率の増加により、年間排出量が増加することが想定される。また、二酸化窒素の最大着地濃度は 0.00004 ピーピーエムと十分低いレベルであるとされているが、現状よりも増加をしている。地域環境への負荷をより低減するために、施設の導入時点において、最新鋭の排ガス処理装置を採用するとともに、施設稼働後は適切な維持管理を徹底すること、となっております。

N o. 7 は、騒音についてでございます。委員から、準備書において工事や資材搬出入に伴う道路交通騒音について、現況において環境基準を超えている地点での対策について意見がございました。事業者の回答では、環境基準を上回っている夜間の時間帯には関係車両の通行はないとの回答や、昼間の時間帯の関係車両による騒音レベルの増加はほとんどないと回答がありまし

た。

これを受けまして、専門委員会からの指摘事項は、資材等の搬出入時等に用いる車両の騒音予測地点において、一部のルートの現況値が既に環境基準を超えており、本事業の実施においては、これらの地点に対して十分な環境配慮が必要であり、騒音レベルの上昇を最大限抑制するために静音性の高い車両の使用を検討するとともに、輸送計画の工夫や車両の適切な維持管理など、一層の環境保全措置に取り組むこと、となっております。

次に、No. 8は、委員から、本事業の計画と他事業との工事関係車両の複合影響についてのご意見がございました。事業者からは、複合影響の可能性がある大阪IR事業の環境影響評価書を参考に予測評価を行っているとの回答がありました。

事業者の回答を受けまして、専門委員会からの指摘事項は、本事業と他事業との工事関連車両による大気質、交通騒音等の複合影響については、事業計画地周辺の大規模工事の状況を把握した上で本事業の運行管理を適切に行うこと、となっております。

次の、No. 9からNo. 11は水質に関することでございます。
委員から、下水道や海域に排出する水質の測定項目、頻度、排水基準が満足しなかった場合の対応などを求める意見がございました。

事業者の回答では、水質の測定項目としてpHや浮遊物質量を測定することや、排水基準が満足しない場合は排水貯槽へリターンし、循環させるなどの回答がございました。これを受けまして、専門委員会からの指摘事項は、本事業の工事範囲の主な雨水排水については、仮設排水処理

装置による処理を経て海域へ排出される計画になっているが、事業計画地約50万平方メートルに及ぶ広大な範囲内で工事が実施されるため、コンクリート等の建設資材や工事で発生した廃棄物等に接触した雨水が仮設排水処理装置に流入することが想定される。雨水への汚濁物質の混入防止のため、工事現場内の清掃を徹底するとともに、仮設排水処理装置の適切な維持管理や環境監視を継続的に実施し、海域への負荷を最大限低減するということ、となっております。

次に、No.12は、植物についてでございます。委員から、事業計画地内で確認された重要種であるカワツルモ、キンラン、ツルソバの生息状況についてのご意見がございました。

事業者の回答につきましては、重要種の生息地に関する情報でありますので、この項目は非公開としております。事業者の回答を受けまして、専門委員会からの指摘事項は、事業計画地内で確認されたキンラン、カワツルモ、ツルソバの重要種については、専門家等の意見を聞きながら、次の措置を講じることとなっております。工事により生息地が消失するキンランを移植する場合は、生息地周辺の土壤ごと採取し、移植予定地は日当たり等の現状の生育環境に近い場所を選定するなど十分に配慮した上で行うこと。カワツルモ、ツルソバが確認された場所には、重要種の存在を表示するとともに、工事等の作業員に周知し、生息する重要種が不用意に根絶されることのないよう適切に管理すること。生物多様性の保全等の観点から、重要種の記録、標本の作製及び学術機関での保存等に努めること、となっております。

次の、No.13からNo.17は廃棄物、残土についてでございますが、No.13では発電所の運転に伴う産業廃棄物の発生量が現状から倍増する理由を求める意見、No.14では、廃棄物を

適正に処理するだけで環境への負荷が少ないと評価するのは適切でないとの意見や、No. 15、

No. 16 では、事業系一般廃棄物の処理に関するご意見、No. 17 につきましては、残土のさらなる有効利用の検討を求める意見がございました。

事業者からの回答では、新たにガスタービン施設を追加することで定期点検が増えることにより、産業廃棄物の発生量が増加するなどの回答がございました。

また、残土につきましては、有効利用について国土交通省の官民有効利用マッチングシステムを活用するなどの回答がございました。

これらの事業者の回答を受けまして、専門委員会からの指摘事項は、発電所の運転に伴う産業廃棄物の発生量が現状の約 2 倍程度増加すると予測されていることから、品目毎に目標値を設定するなど発生抑制及び有効利用に積極的に取り組むこと。有効利用が困難な産業廃棄物については、法令に基づき適正に処理するため、環境への負荷は小さいと評価されているが、現状より産業廃棄物の発生量の増加に伴い、処分量も増加すると予測されていることを踏まえ、適切な評価を行い、評価書に反映すること。発電所の運転に伴い発生する産業廃棄物について、その影響を低減するための環境保全措置について記載されているが、事業系一般廃棄物についても継続的に発生することが想定されるため、これらの環境保全措置について評価書に記載すること。工事の実施に伴い発生する約 54 万立方メートルの残土のうち、約 12 万立方メートルは適正に処理する計画となっているが、他の建設工事への再利用など積極的に残土の有効利用を図ること、となつております。

続きましてNo. 18からNo. 20は、温室効果ガスに関することでございます。

No. 18はゼロカーボン燃料やCCUSの導入等についての検討状況について確認する意見や、

No. 19は発電設備以外を含めた省エネ対策についてのご意見、No. 20につきましては温室効

果ガスの排出削減に向けた事業者の取組についてのご意見がございました。

事業者の回答は、ゼロカーボン技術の社会実装や導入に向けた具体的な取組が示されるとともに、発電設備以外にも照明設備の省エネ化の取組などの回答がございました。

これらの事業者の回答や、準備書における温室効果ガス排出量の予測結果を踏まえまして、専門家の指摘事項は、設備更新する発電施設は現状と比較して二酸化炭素の年間排出量及び排出原単位は低減されているものの、二酸化炭素排出量は2022年度の本市域の総排出量の約4分の1に相当する。市域における二酸化炭素排出量の削減の観点からも、今後ゼロカーボン燃料への転換やCCUS等の導入を積極的に検討するとともに、適切な維持管理等による、省エネルギー化や発電効率の向上に取り組むこと。発電設備以外の建築物においても、高効率機器の導入や断熱性能の向上を図るなど、二酸化炭素排出量の削減に取り組むこと、となっております。

以上が、委員からのご意見と、それに対する事業者の回答、並びに事業者回答を踏まえた専門委員会からの指摘事項となっております。

再び、答申案に戻りますけれども、答申案の第2の指摘事項でございますが、先ほど説明した指摘事項をまとめしております。1の全般的な事項で（1）は工事計画、（2）は緑化計画。2の環境影響評価項目として（1）は大気質、騒音。次のページに移りまして、（2）は水質、（3）は植

物、（4）は廃棄物、残土。最後、次のページになりますが（5）は温室効果ガスになっております。

先ほどの別添の資料につきましては、この指摘事項の後に専門委員会における検討結果として別添という形で載せておくことにしております。

以降、参考資料として8月7日の諮問文、委員の名簿、また部会の構成、環境影響評価法及び条例に基づく手続経過を載せております。まず、意見書につきましては、今回1通の意見書があつたこと。準備書の説明会については事業者が2回、8月5日と8月7日に行っております。8月7日の全体会諮問から本日までに至る10回の全体会、部会の開催の経過を載せております。

説明は以上となります。

【貫上会長】 どうもありがとうございました。

それでは、事前にお送りいただいた07の番号が振られている答申案、先ほど主に08の表でご説明いただいた内容を基にした答申案ですが、既に各部会でご議論いただいたところではございますけども、補足説明やご意見等々、何かございましたらご指摘いただけたらと思います。

どこからでも結構です。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

各部会でご議論いただいた内容がうまく07の答申案に反映していただいたと私は認識しております。特にご質問やご意見がなければ、この案を取らせていただいて確定させるということになりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。皆様うなずいていただいているので、案を取らせていただいて確定とさせていただきます。本答申文をもって大阪市長様宛てに答申

させていただきます。ありがとうございました。

それでは、答申文について読み上げます。令和7年10月10日、大阪市長、横山英幸様。大阪市環境影響評価専門委員会会長、貫上佳則。南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書の調査審議について（答申）、令和7年8月7日付、大環境第e-265号により諮問のありました件につきまして、本答申文の内容をもって答申します。なお、以下に先ほどの答申をつけさせていただくということになります。ありがとうございました。

それでは、2つ目の案件については、これで終わらせていただきました。

それでは、最後の議題になりますけども、環境影響評価技術指針の改定についての答申案につきまして、こちらも事務局からご説明をよろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】 環境管理課長の三原でございます。

環境影響評価技術指針の改定について、答申案をご説明いたします。

第1に、環境影響評価技術指針の改定案を別添としておりますので、別添についてご説明をさせていただきます。

改定案でございます。前回の8月7日の本委員会で、各委員からいただきましたご意見を踏まえて、本日は変更した箇所を中心にご説明をしたいと思っています。

技術指針の10ページの環境配慮事項でございますが、今回の改定は主に環境配慮事項の改定がメインでございまして、その内容を変更しております。

表3に基本的な環境配慮事項を示しておりますが、ここで前回から変えたところは、次の11ペ

ージ、3-1の上から4つ目のマーカーになります。現行ではEV用充電施設の設置などについて検討するという文言としておりますが、改定案ではEV用充電施設の設置などについて努めるという言葉で締めております。

これは、前回の委員会意見も踏まえまして、環境配慮のこの事項の取組については検討でとどめることではなく、事務局としても努めていただきたいということもございますので、検討の部分については努めるという文言に変更しております。

以下、同様に配慮事項の中に検討するという文言がある部分については、努めるという文言に変更しております。

例えば、次の12ページの3-7の風害のところでございますけれども、現行では風害の発生を抑制する建物配置等について検討することとしておりましたが、ここでも努めることに変更しております。

続いて、13ページの6-1温室効果ガス、オゾン層破壊物質のところで、1つ目と2つ目の部分が、現行では、再生可能エネルギー等省エネルギー化とエネルギー需要の低減について混同して記載しておりましたが、整理した形にしております。1つ目には、主に省エネと再生可能エネルギーに関する事を記載するようにしまして、2つ目については、エネルギーの需要の低減に関することの記載に変えております。

また、前回はZEB化については検討することとしておりましたが、ZEB化などエネルギー消費性能の向上に努めること、に変更しております。

次の 14 ページのところですけども、前回の委員会では原材料の調達から生産流通消費までに、のあとにバリューチェーン、サプライチェーンという文言を入れておりましたが、このバリューチェーン、サプライチェーンという文言がないほうが、意味が分かりやすくなりますので、削除させていただいております。

その下、7 の次世代への貢献のイノベーションの創出のところですけども、前回の委員会では最先端の環境技術のうち、社会実装に向けて開発実証段階にある革新的な技術について積極的に導入すること、としておりましたが、これも内容を変更しまして最先端の環境技術システムの導入に努めるとともに、社会実装の促進を含む環境イノベーションの創出の取組等の連携に努めることに変更しております。

環境配慮事項について、前回の委員会により変更したところは以上でございます。ほか、環境影響評価項目の調査予測評価について変更した箇所が 1 点ございます。69 ページの地球環境、(2) の予測手法の予測時期でございます。前回、供用中という文言が入っておりませんでしたので、委員のご指摘も踏まえまして、供用中という文言を追加しております。

以上が前回の委員会から変更したところでございます。103 ページ以降に参考資料を載せており、いろいろ記載例等が入っていますが、これにつきましても、先ほどの説明した内容を踏まえまして、同様の変更をしております。今回時間の関係もございますので説明については割愛させていただきたいと存じます。

答申案に戻ります。答申案の第2は、この技術指針の改定に係る検討結果という表題としており、前回の委員会で検討しました説明資料の内容を、この答申案のところに検討結果という形で記載をしております。

1の検討の背景につきましては、国の第六次環境基本計画が策定され、また環境基本計画を基本とする第五次循環型社会形成推進基本計画が策定されたことから、技術指針の改定の検討が必要となった旨を記載しております。

このページから次のページの上段部分までに、国の計画の内容から技術指針の改定に関連する部分を抜粋しております。このページの中段でございますが、大阪市環境基本計画の改定計画につきましては、本年3月に改定されたため、技術指針の改定が必要になったことや、改定計画の内容から技術指針の改定に関連する部分を抜粋して記載しております。

下段の2に技術指針の改定の方針について記載しております。
事業者は規模、配置、形状や土地利用計画や施設計画等の事業計画の検討に当たって、環境配慮事項に基づき具体的な配慮の内容を検討し、事業計画を策定すること、この事業計画に従い、調査、予測、評価を行い、環境影響評価図書を作成することを記載しております。

次のページに移りますが、改定の方針として、新たな環境基本計画で示された方向性や施策については、適正な環境配慮の確保の観点から、環境影響評価の基礎となる事業計画の策定にあたって事業者が選定する環境配慮事項に反映していくこと。また、大阪市環境基本計画（改定計画）では、ビジョンや目標を事業者と共有するとされていることから、環境影響の予測結果について

は、これらの観点からも評価していくこと。また、最新鋭の科学技術の知見に基づき、必要な見直しを行うとともに、全般的な確認を行い、技術指針の改定に反映していくことの意見としてまとめております。

この改定方針を受けまして、3の環境配慮事項につきましては、追加すべきことを意見としてまとめております。

まず、(1)の周辺との調和について追加が必要な事項として、SDGsを掲げる大阪市環境基本計画では、環境・経済・社会への統合的向上に向け、大規模事業にあっては事業の計画段階からあらゆる環境側面への環境配慮を促すことにより、環境と調和した持続可能な事業の実施を推進するとされている。そのため、環境配慮事項において、環境負荷の回避または低減に努めることに加え、国の第六次環境基本計画が目指す最上位目的の内容を踏まえ、良好な環境の創出に努める必要がある、としております。

(2)の循環について追加が必要な事項としては、次のページになりますが、供用中における資源循環への配慮については、3R+Renewableを徹底し、その上で、なお残る廃棄物については、適正な処理を確保するという優先順位に基づいた取組が必要である。供用中だけではなく、事業に係る建設から解体に至るまでの建築物のライフサイクル全体において資源循環の取組が必要である、としております。

(3)の地球環境について追加が必要な事項としまして、大阪市が目指す2050年のゼロカーボンおおさかの実現に向け、今後、新築される建築物については、エネルギー消費性能の向上を図

るため、ZEB化に努める必要がある。また、供用中だけでなく、事業に係る建設工事においても、低燃費型の車両・建設機械の導入や輸送の効率化など温室効果ガス排出削減への取組が必要である。さらに、事業の実施における直接的な排出だけでなく、事業に伴う間接的な排出も対象とし、事業活動に關係するあらゆる温室効果ガスの排出削減の取組にも努める必要がある。

また、気候変動による気温上昇に加え、ヒートアイランド現象の進行が重なっている大都市では、熱中症のリスクが高まっていることから、暑熱による健康リスクの低減に配慮した取組が必要である、との意見をまとめしております。

次のページに移りますが、4の環境影響の予測結果の評価については、先ほどの技術指針の改定方針を踏まえまして、(1)で、環境影響の予測結果の評価について追加が必要な事項として、大阪市環境基本計画に掲げるビジョンの実現に支障を及ぼさないことを評価の観点に加える必要がある、としております。

(2) その他として、環境影響評価項目の地下水及び地球環境の調査、予測の手法について、地下水の細項目については、水質と同様、要監視項目、要調査項目を明記する必要がある。温室効果ガスの排出量の算定にあたっては、地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に係り、温室効果ガスの排出量を算定・報告マニュアルが示されていることから、予測方法に本マニュアルについて明記する必要がある。温室効果ガスの排出量削減の予測結果の評価に当たっては、環境保全措置による削減効果を考慮することが適当である、との意見をまとめております。

最後に、5、留意事項でございますが、事業者は環境影響評価書に記載された環境の保全及び

創造についての適正な配慮をして対象事業を実施することとなるが、工事着手から完了までに長期間を要するものが大半であり、その間も科学技術は常に進展していることから、環境影響評価書の作成以降も最新の知見を参考に、より効果的なものを選択し、事業計画に反映する必要がある、との意見をまとめています。

以降、参考資料として、8月7日の諮問文、名簿と開催状況をまとめています。

答申案の説明は以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

【貫上会長】 ご説明ありがとうございました。

以上で技術指針の改定に関する答申案をおまとめいただきしておりますが、今の説明につきまして補足やご意見等ございましたらお出しいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

【荒木委員】 すみません。荒木です。いろいろと文言を修正していただき、ありがとうございます。この場を借りてお礼申し上げます。

1点だけ誤字があるので、そこだけ指摘しておきます。2ページのところで、ビジョンというところで、好循環と書くべきところが好循となっていて、環が抜けています。

【事務局】 はい。承知しました。大変失礼いたしました。

【貫上会長】 細部にわたりまして確認いただきましてありがとうございます。ほかいかがでしょうか。欠席された方からのご意見とかございましたでしょうか。

【事務局】 特にございませんでした。

【貫上会長】 そうですか。はい。分かりました。

ほかには、荒木委員以外には特にご意見ございませんでしょうか。

特にご意見がないようでございますので、本答申文をもって大阪市長宛てに答申をしたいと思います。ありがとうございます。

そうしましたら、先ほどみたいに一番頭書きのところを読み上げるということになりますが、画面共有いただいておりますので、それを代わりにさせていただきたいと思います。この第1までのところ、答申しますというまでと、後の文章につきましては、事務局にご説明いただいたところの内容を答申としてお返しさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

そうしましたら、本日は3つの議題につきまして、これで終わらせていただきます。会議もこれまで終わらせていただきますので、どうも皆様ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【司会】 本日は貫上会長をはじめ、委員の皆様には大変お忙しいところをご出席、ご審議、答申を賜りましてありがとうございました。

それでは、ここで理事の井上より一言お礼を申し上げます。

【事務局】 理事の音声が聞こえませんので、こちらで代読させていただきますが、よろしいでしょうか。

【貫上会長】 はい。よろしくお願ひします。

【環境局環境管理部長】 それでは、私、環境局環境管理部長、金子が井上理事のお言葉を代読させていただきたいと思います。

貫上会長から、本日、南港発電所更新計画に係る環境影響評価準備書及び環境影響評価技術指針の改定についてご答申賜りました。

今回、貫上会長をはじめ、委員の皆様には精力的にご検討、ご審議を重ねていただきましたこと、改めて厚くお礼を申し上げます。

本市といたしましては、今回の答申を踏まえまして、南港発電所更新計画の準備書について、大阪府知事に対し、環境の保全の見地から市長意見を述べてまいります。また、技術指針については改定を行い、事業者に対して適切に環境影響評価が実施されるよう指導してまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

【司会】 それでは、これをもちまして本日の大阪市環境影響評価専門委員会を終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

【貫上会長】 皆様ありがとうございました。また中之島の案件がございますので、よろしくお願ひいたします。

では、皆様、どうもありがとうございました。